平成２７年（フ）第７９号
熊本市東区湖東３丁目17番45号、前住所熊本市東区江津１丁目７番21号　赤星アパート２Ｆ３号
債務者　松本しずか
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３３号
神奈川県伊勢原市板戸495番地の１　シティコープ伊勢原501号
債務者　高山クララこと　ＮＡＳＣＩＭＥＮＴＯ　ＶＡＲＧＡＳ　ＤＥ　ＴＡＫＡＹＡＭＡ　ＣＬＡＲＡ　ＭＩＬＶＡ
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４７７号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3610番地　中津くすのきハイツ２―301
債務者　荒木　秀幸
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第７９号
神奈川県厚木市宮の里４丁目１番２―402号、前住所神奈川県伊勢原市白根373番地の２　ヒルズ白根301号
債務者　清水　美鈴
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２１３６号
名古屋市緑区作の山町99番地　パークサイド作の山201号、従前の住所名古屋市緑区姥子山３丁目301番地　スカイコートウスイ101号
債務者　吉村　乃亮
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６３号
愛知県小牧市大字二重堀215番地１、従前の住所愛知県小牧市大字二重堀177番地３
債務者　宇佐美きよみ
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６４号
愛知県小牧市大字東田中2545番地５
債務者　永井　恵美
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０７号
名古屋市緑区作の山町99番地　パークサイド作の山201号、従前の住所名古屋市緑区姥子山３丁目301番地　スカイコートウスイ101号
債務者　吉村　里佳
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１８号
名古屋市名東区極楽３丁目253番地の２
債務者　柚久保一朗
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２００号
名古屋市南区三条２丁目６番26号　サンライフ高木301号
債務者　藤川　和喜
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８４号
神奈川県鎌倉市岡本２丁目21番13号
債務者　金子　　満
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９９号
横浜市鶴見区下野谷町１丁目13番地１　日商岩井鶴見マンション314
債務者　森野セサルこと　ＭＯＲＩＮＯ　ＫＵＮＩＧＡＭＩ　ＣＥＳＡＲ
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０７号
横浜市磯子区岡村５丁目１番25号　ハイツ飯倉102号
債務者　藤巻　貴樹
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１６号
横浜市南区六ツ川４丁目1199番地20
債務者　古賀マサヱ
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１７号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北２丁目５番29号
債務者　川口　智司
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１８号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北２丁目５番29号
債務者　川口　治代
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部